

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 30日	
東大阪市長 殿	
提出者	
住 所	大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号
氏 名	株式会社鴻池組 大阪本店 取締役専務執行役員本店長 梅本 真 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号	06-6245-6319
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 鴻池組 大阪本店
事業場の所在地	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業(06総合建設業)
②事業の規模	274,653百万円(令和5年度完成工事)
③従業員数	1,932名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・工事事務所毎に、産業廃棄物処理委託契約書を収集運搬業者、産業廃棄物処理(中間・最終)業者と各々締結する。 ・分別を行った産業廃棄物の種類毎にマニフェストを発行し、処理を委託する。(原則的には電子マニフェスト) ・委託した産業廃棄物は、中間処理施設を経てリサイクル又は最終埋立処分が行われる。 ・中間処理施設と最終処分場との委託契約及びマニフェストの発票は、中間処理業者が行っている。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		別紙1, 2のとおり	
(管理体制図)			
別紙による			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度(年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	計画書別紙による	t
	(これまでに実施した取組)		
	・産業廃棄物の分別排出に努めた。 ・省梱包、無梱包及び再利用可能な梱包材使用を要請している。 ・現地での加工を減らし工場で加工させ、端材の発生を抑制する。 ・廃棄物が極力発生しない工法の採用を発注者に提案している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	計画書別紙による	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・上記現状の取り組みを更に幅広く導入推進・強化する。		
産業廃棄物の分別に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	・有用物、一般廃棄物との分別 ・廃プラスチック類の硬性・軟性の分別 ・混合廃棄物排出0に向け、品目ごとの分別徹底を推進		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	・上記現状の取り組みを更に幅広く導入推進・強化する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度()年度実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	計画書別紙による	
	・実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	計画書別紙による	
	・実績予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度()年度実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	計画書別紙による	
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・委託基準に従って産業廃棄物を委託できる業者を選定し、電子契約または書面による契約を実施している。 ・再資源化率の高い事業者、優良認定許可事業者を選定している。		

(第5面)

②計画	【目標】	別紙1, 2のとおり			
	産業廃棄物の種類				
	全処理委託量	計画書別紙による			t
	優良認定処理業者への処理委託量		t		t
	再生利用業者への処理委託量		t		t
	認定熱回収業者への処理委託量		t		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t		t
	(今後実施する予定の取組)				
	▪再資源化率の高い事業者、優良認定許可を受けた事業者の優先選定を継続していく。				
※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

```
graph TD;
    CEO[取締役社長] --- ESG[ESG推進委員会  
《旧：中央安全衛生・環境会議》];
    CEO --- Watarai[鴻池組安全衛生協力会];
    CEO --- SMH[《安全管理者》《衛生管理者》  
《産業医》];
    CEO --- Civil[土木事業総轄本部長];
    CEO --- Management[経営管理総轄本部長];
    CEO --- Construction[建築事業総轄本部長];
    Civil --- CivilM[土木工務管理本部長];
    CivilM --- CivilD[土木部長];
    Management --- ManagementD[管理本部長];
    ManagementD --- SafetyEnv[安全環境部長  
総務部長・人事部長];
    Construction --- ConstructionM[建築工務管理本部長];
    ConstructionM --- ConstructionD[建築部長];
    CivilD -.- SafetyEnv;
    ManagementD -.- SafetyEnv;
    ConstructionD -.- SafetyEnv;
    SafetyEnv --- SafetyEnvD[安全環境部];
```

[illegible]

前 年 度 【 令 和 5 年 度 】 実 績

提 出 者						
住 所	名 称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号	株式会社 鴻池総 大阪本店	安全環境部		06-6245-4319	06-6245-6450	

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況																	
コード	名 称	① 排出量(t)	② 自ら直接再生利用した量(t)	③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	④ 自ら中間処理した量(t)	⑤ ④のうち熱回収を行った量(t)	⑥ 自ら中間処理した後の残量(t)	⑦ 自ら中間処理により減量した量(t)	⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量(t)	⑨ 自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	⑩ 直接及び自ら処理した後の処理委託量(t)	⑪～⑮ ①～②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮						⑯+⑰	⑱+⑲
												⑪ 再生利用業者への処理委託量(t)	⑫ 熱回収認定業者への処理委託量(t)	⑬ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	⑭ その他の中間処理委託量(t)	⑮ 埋立処分委託量(t)	⑯ 優良認定処理業者への処理委託量(t)	⑰ 自ら再生利用を行った量(t)	⑱ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)
コード 名称	産業廃棄物の種類	発生した産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の中間処理の量	④の量のうち、熱回収を行った量	自ら中間処理した産業廃棄物の中間処理後の量	④の量から⑤の量を差し引いた量(自動計算)	⑧の量のうち、自ら利用又は他人に売却した量	⑨の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量(自動計算)	⑪の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑭を除く)	⑫の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑬の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑭の量のうち、委託して最終等の中間処理をした量(⑮～⑰を除く)	⑮の量のうち、委託して最終埋立て最終処分した量	⑯の量のうち、優良認定処理業者への処理委託量	⑰の量と⑱の量を合計したもの(自動計算)	⑱の量と⑲の量を合計したもの(自動計算)
1500	①がれき類	20,177.92	0	0	0	0	0	0	0	0	20,177.92	20,133.33	0	0	0	0	0	0	
1300	②ガラスくず等	6.00	0	0	0	0	0	0	0	0	6.00	3.90	0	0	0	0	0	0	
0221	③建設汚泥	4,310.00	0	0	0	0	0	0	0	0	4,310.00	4,301.38	0	0	0	0	0	0	
2200	④管理型混合廃棄物	10.01	0	0	0	0	0	0	0	0	10.01	2.92	0	0	0	0	0	0	
0600	⑤廃プラスチック類	3.15	0	0	0	0	0	0	0	0	3.15	2.79	0	0	0	0	0	0.70	
0800	⑦木くず	10.16	0	0	0	0	0	0	0	0	10.16	4.68	0	0	0	0	0	0.00	
	⑧カラス・陶磁器くず(石綿含有廃棄物)	5.50	0	0	0	0	0	0	0	0	5.50	0.00	0	0	0	0	0	0.00	
	⑨石膏ボード(石綿含有廃棄物)	1.20	0	0	0	0	0	0	0	0	1.20	0	0	0	0	0	0	0	

(注) トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

今年度【令和6年度】目標

提出者						
住所	名称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号	株式会社 鴻池船 大阪本店	安全環境部		06-6245-4319	06-6245-6450	

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 況																	(2)+(8) 自ら再生利用 を行った量(t)	(3)+(9) 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を 行った量(t)
		① 排出量(t)	② 自ら直接再生利 用した量(t)	③ 自ら直接埋立処 分又は海洋投入 処分した量(t)	④ 自ら中間処理し た量(t)	⑤ ④のうち熱回収 を行った量(t)	⑥ 自ら中間処理し た後の残量(t)	⑦ 自ら中間処理に より減量した量(t)	⑧ 自ら中間処理し た後再生利用し た量(t)	⑨ 自ら中間処理し た後自ら埋立処 分又は海洋投入 処分した量(t)	⑩ 直接及び自ら処 理した後の処理 委託量(t)	(11)～(15)＝①－②－③－④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨ ＝⑩＋⑬＋⑭＋⑯＋⑰				⑪ 再生利用業者へ の処理委託量(t)	⑫ 熱回収認定業者へ の処理委託量(t)	⑬ 熱回収認定業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量(t)		
コード	名 称	発生した産業廃棄物 の種類ごとの量	①の量のうち、中間 処理せず自ら再 生利用した量	①の量のうち、中間 処理せず自ら埋 立処分又は海洋投 入処分した量	①の量のうち、自ら 中間処理した産業 廃棄物の中間処理 前の量	④の量のうち、熱回 収を行った量	⑥の量のうち、自 ら中間処理した産 業廃棄物の中間処 理後の量	④の量から⑦の量 を差し引いた量(自 動計算)	⑧の量のうち、自ら 利用又は他人に売 却した量	⑨の量のうち、自 ら埋立処分又は海 洋投入処分した量	⑩の量のうち、中 間処理及び最終処 分を委託した量(自 動計算)	⑪の量のうち、処理 業者への再生利用 委託量(⑬、⑭を除 く)	⑫の量のうち、認 定熱回収施設設置 者である処理業者 への焼却処理委託 量	⑬の量のうち、認 定熱回収施設設置 者以外の熱回収を 行っている処理業 者への焼却処理委 託量	⑭の量のうち、委 託して焼却等の中 間処理をした量(⑮ ～⑰を除く)	⑮の量のうち、委 託して最終埋立て 最終処分した量	⑯の量のうち、優 良認定処理業者へ の処理委託量	②の量と⑧の量を 合計したもの(自動 計算)	③の量と⑨の量を 合計したもの(自動 計算)	
1500	①がれき類		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0			
1300	②ガラスくず等		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0			
0221	③建設汚泥		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0			
2200	④管理型混合廃棄物		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0			
0600	⑤廃プラスチック類		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0			
0800	⑥木くず		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0			
	⑦カラス・陶磁器くず(石綿含有廃棄物)		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0			
	⑧石膏ボード(石綿含有廃棄物)		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0			

(注) トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。